

各種警察事故等発生時における報告について（例規通達）

昭和46年2月4日  
群本例規第5号（監）

〔沿革〕 昭和54年4月群本例規第16号、55年3月第16号（務）、56年3月第5号（務）、59年3月第10号（務）、62年4月第7号（務）、平成元年3月第6号（務）、11年3月第7号（務）、15年3月第7号（務）、17年2月第6号（監）、19年11月第36号（会）、20年3月第12号（務）、22年3月第4号（監）、第11号（生企）、25年3月第6号（総企）、27年3月第8号（総企）、29年2月第1号（会）、3月第3号（務）、30年3月7日第2号（務）、令和2年3月9日第11号（務）改正

（概要）

この規程は、各種警察事故及び紛議事案の発生した場合における報告、処理要領等について、必要な事項を定めたものである。